

○金沢市税賦課徴収条例施行規則

昭和35年4月1日  
規則第15号

(軽自動車税の種別割の減免)

第8条の2 条例第72条の2第1項及び第72条の3第1項の規定による軽自動車税の種別割の減免は、次の各号に掲げる軽自動車等(条例第66条第1項に規定する軽自動車等をいう。以下この条及び次条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 条例第72条の2第1項に該当する軽自動車等のうち、次のいずれかに該当する軽自動車等 全額の免除
  - ア 医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関のうち、同条の厚生労働大臣の定める者が開設した病院又は診療所が所有する救急自動車である軽自動車等及びこれらの医療機関が所有し、かつ、へき地巡回診療のために使用する軽自動車等
  - イ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人又は社会福祉事業を行う者で収益事業を行わないものが所有する軽自動車等のうち、専ら身体又は精神に障害を有し、歩行が困難な者の輸送の用に供する軽自動車等
- (2) 条例第72条の3第1項第1号に該当する軽自動車等のうち、当該軽自動車等の道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条第1項に規定する自動車検査証又は道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第63条の2第3項に規定する軽自動車届出済証に事業用と記載されている軽自動車等以外の軽自動車等全額の免除
- (3) 条例第72条の3第1項第2号に該当する軽自動車等のうち、次のいずれかに該当する軽自動車等 全額の免除
  - ア 車椅子の昇降装置及び固定装置を装着している軽自動車等
  - イ 浴槽を装着している軽自動車等
  - ウ ア又はイに掲げるもののほか、市長がその構造が専ら身体又は精神に障害を有し、歩行が困難な者の利用に供すると認める軽自動車等

2 前項第2号に該当する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の減免は、軽自動車等を所有する身体障害者等(次条に規定する身体障害者等をいう。以下この項において同じ。)又は同条第1号に規定する者で年齢18歳未満の身体障害者若しくは同条第3号若しくは第4号に規定する者と生計を一にする者で当該軽自動車等を所有するものが次の各号のいずれかに該当する場合は、行わないものとする。

- (1) 当該身体障害者等の利用に係る軽自動車等について、既に当該減免を受けている場合
- (2) 当該身体障害者等の利用に係る軽自動車等について、当該減免に相当する事由により他の地方公共団体における軽自動車税の種別割の減免等を受けている場合
- (3) 当該身体障害者等の利用に係る自動車(法第145条第3号に規定する自動車をいう。)について、当該減免に相当する事由により自動車税の減免等を受けている場合  
(平24規則25・追加、平26規則22・令元規則25・一部改正)

(身体障害者等が運転する軽自動車等に係る身体障害者等の範囲)

第8条の3 条例第72条の3第1項第1号に規定する身体障害者等は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有する者

障害の区分	障害の級別
視覚障害	1級から5級までの各級
聴覚障害	2級及び3級
平衡機能障害	3級及び5級
音声機能障害	3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)
上肢不自由	1級及び2級
下肢不自由	1級から6級(7級の重複により6級となる場合を含む。)までの各級
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による上肢機能	1級及び2級(2級のうち1上肢のみに運動機能障害がある場合)

る運動機能障害		を除く。)
	移動機能	1 級から 6 級までの各級
心臓機能障害		1 級及び 3 級
腎臓機能障害		1 級及び 3 級
呼吸器機能障害		1 級及び 3 級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級及び 3 級
小腸機能障害		1 級及び 3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級
肝臓機能障害		1 級から 3 級までの各級

(2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2又は第1号表ノ3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有する者

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第5項症までの各々項症
聴覚障害	特別項症から第5項症までの各々項症
平衡機能障害	特別項症から第5項症までの各々項症
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各々項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由	特別項症から第4項症までの各々項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各々項症及び第1款症から第3款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各々項症及び第1款症から第3款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各々項症
腎臓機能障害	特別項症から第3項症までの各々項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各々項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各々項症
小腸機能障害	特別項症から第3項症までの各々項症
肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各々項症

(3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、当該療育手帳に記載されている障害の程度がAである者

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第3項の規定により自立支援医療受給者証（自立支援医療の種類が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療であるものに限る。）の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有する者

（平24規則25・追加、平25規則32・平26規則22・一部改正）